

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社清水銀行		コード	8364
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議される為。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	東 恵子	社外取締役	○														○		有
2	河野 誠	社外取締役	○														○		有
3	杉山 高広	社外取締役	○														○		有
4	小長谷 重之	社外取締役	○														○		有
5	伊藤 嘉奈子	社外取締役	○														○		有
6	森田 行泰	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	大学教授として培ってきた学識経験と社会的信用を備えており、当行の社外取締役としてその職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づく監督、助言等を経営に取り入れるべく、社外取締役に選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
2	同氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問料および報酬等を支払っておりますが、当該顧問料および報酬等は多額(過去3年間平均で100万円以上)の金銭その他の財産に該当するものではありません。また本人とは一般預金者としての通常の取引もありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、2020年6月より当行の監査等委員に就任して以降、高い見識と法律の専門家としての見地からその職務・職責を適切に果たしており、引き続き同様の見地から職務を的確に遂行することができると判断し、社外取締役に選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
3	同氏が相談役を務める鈴木商事株式会社と預金や貸出金等の取引がありますが、なお本人とは一般預金者としての通常の取引がありますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	企業経営に関する豊富な経験を有しており、当行の社外取締役としてその職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づく監督、助言等を経営に取り入れるべく、社外取締役に選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
4	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	静岡市副市長として行政で培ってきた豊富な経験と社会的信用を備えており、当行の監査等委員としてその職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づく監督、助言等を経営に取り入れるべく、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
5	同氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問料および報酬等を支払っておりますが、当該顧問料および報酬等は多額(過去3年間平均で100万円以上)の金銭その他の財産に該当するものではありません。また本人とは一般預金者としての通常の取引もありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、当行の監査等委員としてその職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づく監督、助言等を経営に取り入れるべく、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
6	一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	税理士としての豊富な経験を有しております。同氏の知見や経験を経営に取り入れ、当行の監査等委員としてその職務・職責も適切に果たすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

4. 補足説明

<p>当行は、専門家としての知識及び職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件及び「独立性判断基準」(下記参照)を満たす者を独立社外取締役として選任しております。</p> <p>「独立性判断基準」原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。 2. 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。 3. 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等。 4. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 5. 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 6. 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。ア. 上記1〜5に該当する者。イ. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等。 <p>※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。</p> <p>※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。</p> <p>※「多額」とは、過去3年間平均で1,000万円以上をいう。</p> <p>※「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。</p> <p>※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士以外をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

1. 上場会社又はその子会社の業務執行者
2. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
3. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
4. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
5. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
6. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
7. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
8. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
9. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
10. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
11. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
12. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。